



グローバルモビリティ～海外税務～

中国個人所得税改革の要点及び日系企業に対する影響

はじめに

2018年6月19日、「中華人民共和国個人所得税法修正案」(草案)が第十三回全国人民代表大会常務委員会第3回会議に提出され、広く注目を集めている中国個人所得税法の改革が正式に幕を開けました。「中華人民共和国個人所得税法实施条例」(以下「实施条例」という)、「個人所得税専門附加控除項目に関する暫定弁法」、「中国国内に住所のない個人の居住時間判断基準に関する公告」(以下「34号公告」という)及び「非居住者個人及び中国国内に住所のない居住者個人の個人所得税政策に関する公告」(以下「35号公告」という)など重要な関連法規が相次いで公布され、新税法に基づく具体的な実施細則はようやく結論が明らかになりました。

本文では、今回の中国個人所得税改革の要点及び日系企業に与える影響につき解説します。

1. 中国個人所得税法修正案の要点

従前の個人所得税法と比較し、2018年8月31日に可決された「中華人民共和国個人所得税法」修正案には、主に以下の変更点が含まれています。

- 「居住者」の定義を明確化し、「183日」ルールという居住者身分判定基準を導入する
- 課税所得の種類を調整し、賃金給与所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許使用料所得を総合所得に含める
- 賃金給与所得について、低税率(3%～25%)区分を拡大する
- 賃金給与所得に係る基礎控除額を引き上げ、附加控除費用を取り消し、専門附加控除項目を新設する

- 新しい申告納税制度を制定し、居住者個人の総合所得につき、月次源泉徴収と確定申告を組み合わせる徴収方法を採用する
- 国外移住前の税務清算規定を新たに追加する
- 多部門間での情報の共有を明確にし、社会信用システムを確立する
- 個人の脱税防止条項を追加する

2. 中国個人所得税法実施条例修正案の要点

従前の個人所得税法実施条例と比較し、2018年12月22日に公布された実施条例の最終案には、主に以下の変更点が含まれています。

- 中国国内に住所を有しない個人¹の中国国外源泉所得に対する個人所得税免除
- 「5年ルール」を「6年ルール」に調整する
- 経営活動、権益性資産の譲渡、原稿報酬所得、偶然所得の源泉地判定基準を補足・整備する
- 経営所得、財産譲渡所得等の項目についての課税所得範囲を明確化する
- みなし財産譲渡条項を新たに追加する
- 新税法における課税項目分類に基づき、国外所得税控除の原則的な規定を明確化する
- 新税法における関連の租税回避防止項目を詳細に定める
- 税務機関が特定の場合に、源泉徴収義務者を指定できる規定を追加する
- 個人実名納税及び納税者識別番号制度を明確化する
- 総合所得を取得した場合に、確定申告をしなければならない状況、及び税務機関が税金還付を行わない状況を列挙する
- 居住者個人が国外への移転により中国戸籍を取り消す前に、必要な納税申告事項を明確化する
- 専門附加控除の徴収管理規定を新たに追加する
- 専門附加控除に関する多部門間協同責任を明確にする

3. 日系企業に影響を与える変更点

(1) 「6年ルール」

「6年ルール」では、外国(日本など)、香港・マカオ・台湾から中国へ優秀な人材を誘致する政策理念が反映されています。従来の税法の「5年ルール」に比べると、新しい「6年ルール」においては更なる優遇を受けることが可能です。一般的な日本からの赴任者を含む、(中国での)住所のない個人は「その前の6年間」のいずれかの年度において、一回で30日超の中国出国があれば、連続居住年数をリセットすることができます。また、住所のない個人に係る2018年度までの状況を問わず、新個人所得税法の連続居住年数は全員、2019年度から起算されます。つまり、2018年度までの累計居住年数は「ゼロ」となり、居住年数には含まれません。当該規定においては、2024年度末まで、全ての住所のない個人が、中国国外払いの中国国外源泉所得につき、免税優遇を享受することができます。

(2) 専門附加控除項目の新設

新個人所得税法の施行により、2019年1月1日から居住者個人が総合所得の課税所得を計算する際、子女教育費・継続教育費・重大疾病医療費・住宅ローン利子費用あるいは住宅家賃・老人扶養費用の六つの専門附加控除項目を適用することが可能になりました。(※ただし、外国籍個人については2021年までの3年間について従来の免税手当の継続適用も可能です。詳細は以下の(3)をご参照ください)

なお、専門附加控除項目の暫定弁法と操作方法では、源泉徴収と予定納税時の専門附加控除項目の情報収集・源泉徴収申告・資料提出及び監督など、賃金・給与所得等の総合所得の源泉徴収義務者としての雇用主の責任と義務を定めている点に特に留意が必要です。この規定の導入により日系企業の中国における人事政策は、新たな局面を迎えるものと考えられます。

(3) 外国籍個人の免税手当に関する規定の継続適用

「個人所得税法改正後の優遇政策の継続適用に関する通知」によって、2019年度から2021年度までの3課税年度については、日本人赴任者を含む、外国籍個人は従来通りの免税手当、または新たに定められた専門附加控除のいずれかを選択し、適用することが可能です。大半の日系企業の場合、赴任者が支給される免税手当の合計金額が専門附加控除項目の合計額より明らかに高いため、2021年までの移行猶予期間については、引き続き免税手当を選択する方が税効果は高いと思われます。但し、現地で外国人従業員を直接採用している場合、住宅手当のような金額の大きい福利手当を提供しないと思われるため、専門附加控除を適用する方が有利になる可能性もあります。なお、2022年1月1日以降は、外国籍個人についても子女教育費、語学研修費と住宅手当の免税優遇が享受でき

¹ 中国戸籍を有さない日本人赴任者は、中国での賃貸契約締結の有無にかかわらず、税務上は「住所のない個人」として取り扱われます。

なくなると規定されているため、中国人と同じように、専門附加控除の適用になるものと考えられ、日系企業の税負担が増加するものと思われます。

なお、規定では以下の点が明確化されました。

- 子女教育・継続教育・住宅ローン利子費用あるいは住宅家賃の専門附加控除の条件を満たす場合、外国籍個人は上述した項目に係る専門附加控除による方法、若しくは現行の子女教育費・語学研修費・住宅手当に関する免税優遇の方法を選択適用できる
- 但し同一事項について、上記の二つの方法を同時に適用することはできない。またいずれかを選択した後は、当該課税年度においてその選択を変更することができない

(4) 年間一回性賞与

年間一回性賞与に関する優遇政策ですが、2019年から2021年までの3年間については、以下のいずれかの方法で年間一回性賞与を計算すること、と定められています。

- オプション 1. 今までの優遇税制を適用し、年間一回性賞与を給与に計上せずに、単独で1か月の給与として、優遇税率を適用して税金を計算する
- オプション 2. 新税法での規定に基づき、給与と合算して総合所得として計算を行う

上記のとおり、2021年までの3年間は赴任者が二つの計算方法よりいずれかを選択する権利を持っている点に留意が必要です。なお、2022年1月1日以降は、年間一回性賞与は総合所得と合算して個人所得税を計算する必要があります。

4. まとめ

新税法の施行により、今後の個人所得税の徴収は、従前の源泉徴収義務者（雇用主）を中心にした徴収モデルから、納税者（赴任者）と源泉徴収義務者を共に重んずる徴収モデルへと変更されます。システム化された税務リスク管理と統制、政府各部門間の協調の推進により、中国税務機関による個人所得税の徴収、管理能力が大幅に向上し、日系企業の中国におけるコンプライアンスコストが今後ますます増加し続けることが懸念されます。

また、新個人所得税法で、税務上の居住者の概念が導入されたことにより、日本人赴任者を含む、中国における「住所のない個人」の課税ルールが一層複雑になりました。今後は、企業が赴任者の出入国日数を適切に把握・管理し、当ルールを上手に活用していくことが不可欠となります。

上記の背景を踏まえ、赴任者および企業の人事担当者が、中国の所得税法について理解を深め、現地コンプライアンスへの意識を高めることが非常に重要となります。また必要に応じて、外部の専門機関を利用することにより、タイムリーかつ効率的に現地税法・コンプライアンスへの遵守を実現できるものと考えられます。

上海徳勤税理士事務所有限公司(中国)

グローバル エmployer サービス



ディレクター・税理士 崔 維萍

wpcui@deloitte.com.cn

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

グローバル エmployer サービス

email: deloitte.tax.ges@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事業をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001